

三木町告示第 50 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第 4 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年三木町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

都市計画審議会委員・臨時委員	〃	9,700
----------------	---	-------

」を「

都市計画審議会委員・臨時委員	〃	9,700
立地適正化計画等策定委員会委員	〃	9,700

」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。